

平成30年11月29日

まちづくりと公共交通対策
特別委員会資料

企画管理部、活力都市創造部

目 次

- 1 ㈱富山市民プラザと㈱まちづくりとやまの統合について・・・・・・・・・・ 1
(行政管理課、文化国際課、中心市街地活性化推進課)

㈱富山市民プラザと㈱まちづくりとやまの統合について

〔行政管理課〕

〔文化国際課〕

〔中心市街地活性化推進課〕

1 趣 旨

市は、「富山市外郭団体のあり方検討委員会」からの答申を踏まえ、外郭団体の見直しに関する指針を策定するとともに、この指針に基づき、各外郭団体の事業の検証を行い、その将来の方向性を定めた。

このうち、「㈱富山市民プラザ」と「㈱まちづくりとやま」については、設立の趣旨・目的や事業に類似性があり、両団体を統合した場合、事業の総合的・一元的な実施が図られ、より効率的・効果的な推進が可能となるほか、経営安定性の向上や新たな事業展開等も期待できることなどから、「統合を検討」という方向性を定め、本年3月の市議会総務文教委員会に報告したところである。

市では、この方針に基づき、4月に双方の筆頭株主としての立場から、統合についての検討を両団体に対し要請したところ、両団体は、統合に向けた協議をこれまで進めてきたところであり、その進捗状況等について市議会に報告するもの。

2 両社の合併に向けての基本的合意事項（平成30年9月4日確認）

(1) 合併の方法

㈱富山市民プラザを存続会社、㈱まちづくりとやまを消滅会社とする吸収合併による。

(2) 合併の手順

① ㈱富山市民プラザが㈱まちづくりとやまの発行株式の全てを取得し、同社を完全子会社化

② その後、㈱富山市民プラザが100%子会社である㈱まちづくりとやまを吸収合併

(3) 従業員の処遇

㈱富山市民プラザは、合併期日において、㈱まちづくりとやまの従業員を引き続き雇用する。

(4) 事業の継承

㈱富山市民プラザは、合併期日において、㈱まちづくりとやまが実施しているまちづくりに関する全ての事業を引き継ぐ

3 これまでの主な経緯等

時 期	内 容
H30. 3.19	市議会総務文教委員会において、富山市外郭団体の将来の方向性について報告
H30. 4 月上旬	富山市から「富山市民プラザ」と「まちづくりとやま」に対して統合の検討を要請
H30. 8. 28	「富山市民プラザ」の取締役会 ・「まちづくりとやま」の全株式取得について決議
	「まちづくりとやま」の取締役会 ・「富山市民プラザ」との合併に向けた基本事項について決議
H30. 9. 4	「富山市民プラザ」と「まちづくりとやま」の両社で、「合併に向けた覚書」を締結
H30. 10. 29	「まちづくりとやま」の取締役会 ・株式譲渡承認について決議
H30. 11. 15	「富山市民プラザ」が「まちづくりとやま」の全株式を取得 ※株式取得にあたっては、1株当たり5万円で600株を取得[計30,000千円]

「**株**富山市民プラザ」が「**株**まちづくりとやま」を100%子会社化

4 今後の主なスケジュール（案）

時 期	内 容
H31. 2 月上旬	「富山市民プラザ」と「まちづくりとやま」の取締役会 ・合併契約書の承認
H31. 2. 中旬	「富山市民プラザ」と「まちづくりとやま」の両社で、合併契約を締結
H31. 4. 1	《合併期日》 「富山市民プラザ」と「まちづくりとやま」の合併効力発生日 会社名： 株 富山市民プラザ

「**株**富山市民プラザ」が100%子会社の「**株**まちづくりとやま」を吸収合併

5 今後の市の対応（案）

(1)平成31年3月定例会市議会において、関係議案の提出

①財産の無償貸付けの件（まちづくりとやまの事務所等）

②指定管理者の指定の件（富山市まちなか賑わい広場（グランドプラザ））